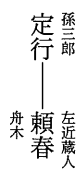




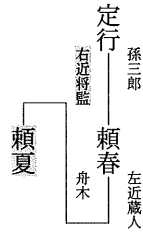


〔例三〕同前

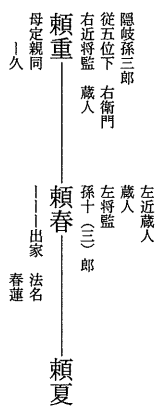
〔鍋島文庫本〕



〔諸家系図〕本



〔尊卑〕

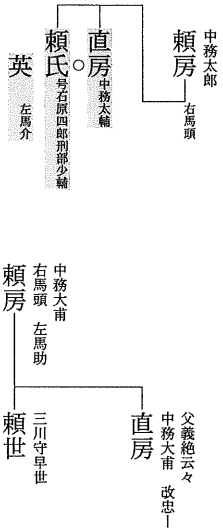


〔例四〕二⑤義家流アII i 義氏流Af 「石塔」

〔鍋島文庫本〕

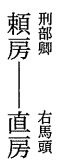


〔諸家系図〕本



〔尊卑〕

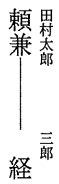
『清和源氏系図』（統群書類従所収）



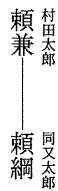
〔例五〕二⑤義家流アII i 義純流（岩松）

〔鍋島文庫本〕

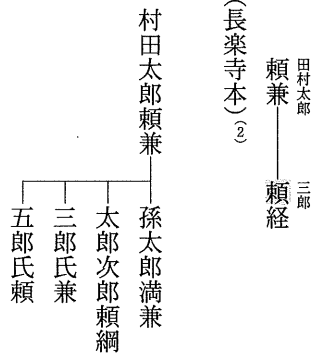
〔諸家系図〕本



〔尊卑〕



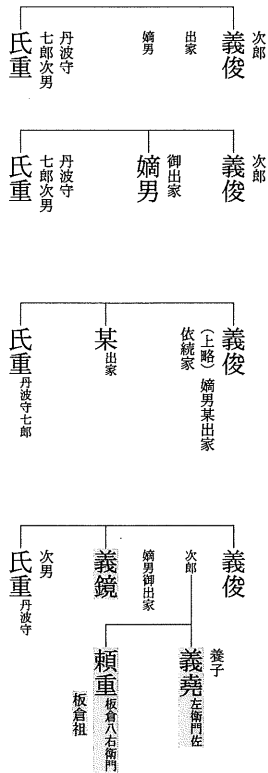
〔長樂寺本〕②



とある通りだが、これを『諸家系図』本の増補と見て不都合はない。  
聊か問題が有るのは、

〔例六〕二⑤義家流アII i Ab 「渋川」

〔冷泉本〕〔鍋島文庫本〕〔諸家系図纂〕本〔諸家系図〕本



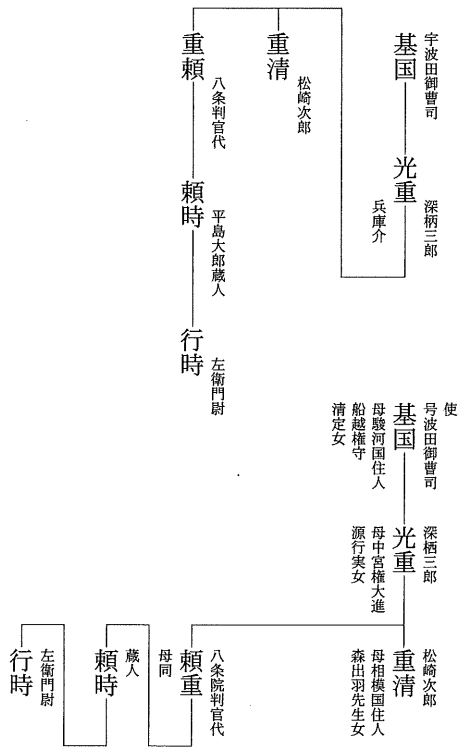
として、『諸家系図』本は長祿元年（一四五七）より堀越公方政知を助けた渋川義鏡親子を満頼子に釣る事である<sup>③</sup>。しかし義鏡の出自は厳密に言つて不明である。

長祿元年六月廿三日、渋川左衛門佐義鏡を大将として武蔵国へ被指下、是は公方の近親にて代々九州探題の家なれば、諸家もおも

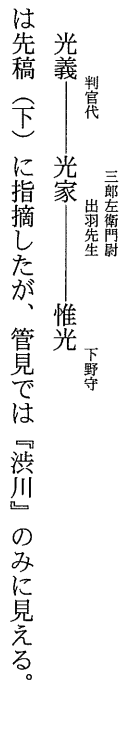




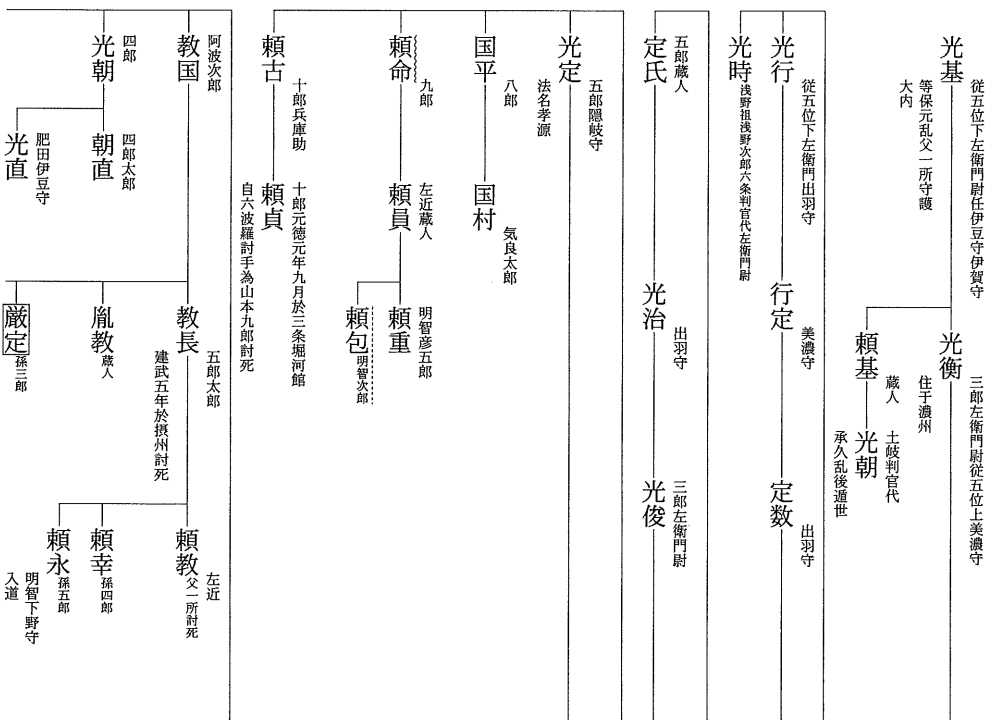
とあるが、両系図は数ある一族の中で、行盛子孫、高頼—資国—政国のみを掲出する。これは偶然の一致の可能性があるが、  
 (例十) (浅羽本) 『渋川』二①頼資流「深栖」

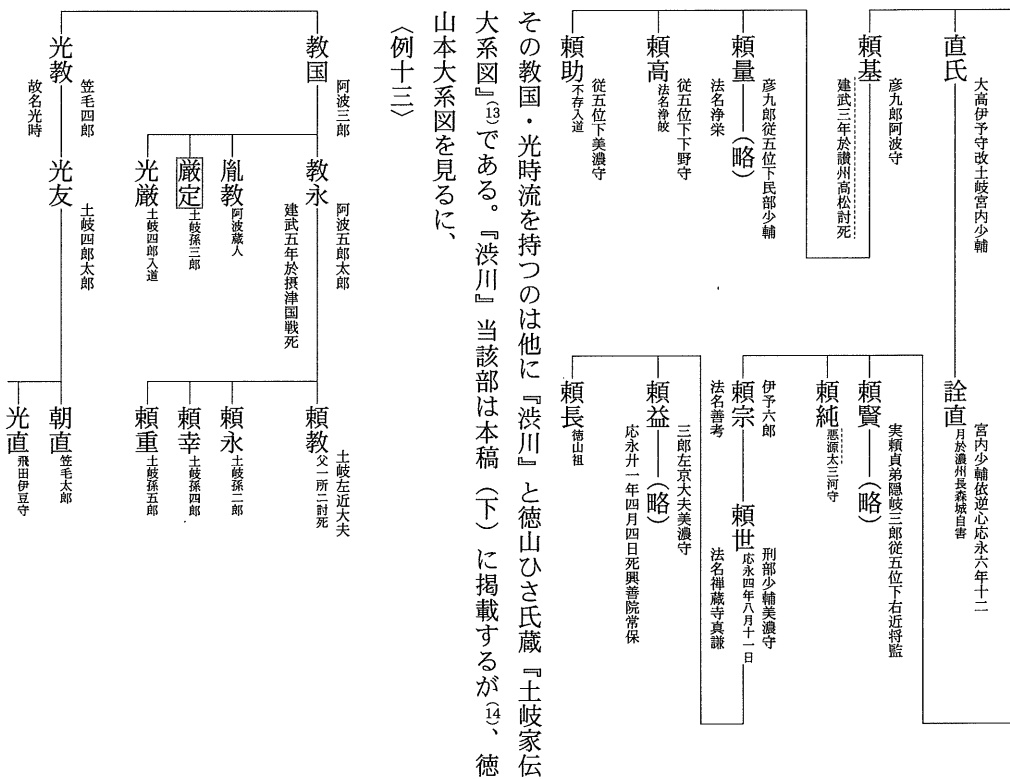
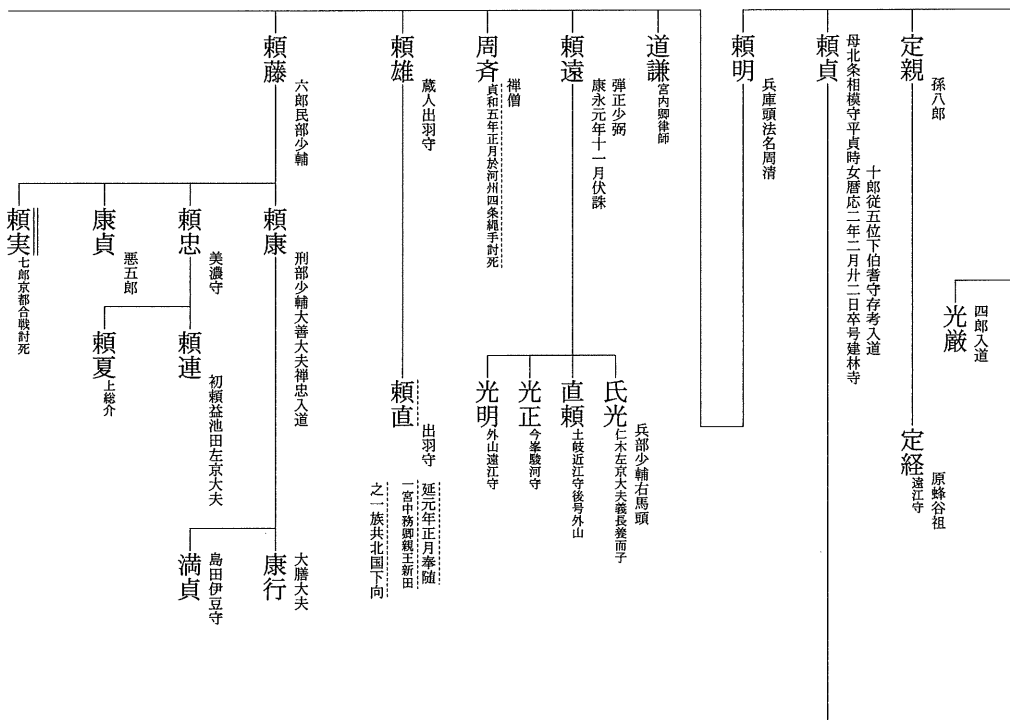


とある基国の家系も一致する。但し両方とも官職・呼称が異なるが、  
 (例十一) (浅羽本)



は先稿(下)に指摘したが、管見では『渋川』のみに見える。  
 次に土岐氏部分是不審な事に、同人が重出し(頼藤と頼宗、頼命と頼基)、また脇書が別人に付く所(頼永の「明智下野入道」)があり、一族の関係も大きく崩れてゐるが、『渋川』の記載人物を共有し、特にその独自人物を浅羽本が持つ。  
 (例十二) (浅羽本)



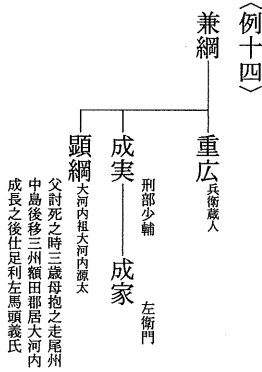


その教国・光時流を持つのは他に『渋川』と徳山ひさ氏蔵『土岐家伝大系図』(9)である。『渋川』当該部は本稿(下)に掲載するが(10)、徳山本大系図を見るに、  
 (例十三)

「表佐——大嶋

とあり、『渋川』が囲みの厳定を「教定」とする点、浅羽本は徳山本大系図に一致する（教長の戦死を建武五年とする点も同じ）。『渋川』は「建武三」。一方で波線の九郎頼命を共有するのは『渋川』のみである（徳山本大系図は「八郎頼命」）。また徳山本大系図は他の清和源氏諸流を載せず、且つその他の『渋川』土岐氏部の独自点と一致しないから、浅羽本は徳山本大系図より引用したものではなく、浅羽本を遡る伝本より、徳山本大系図が前掲の教国・光時流を取り入れたと推定する。

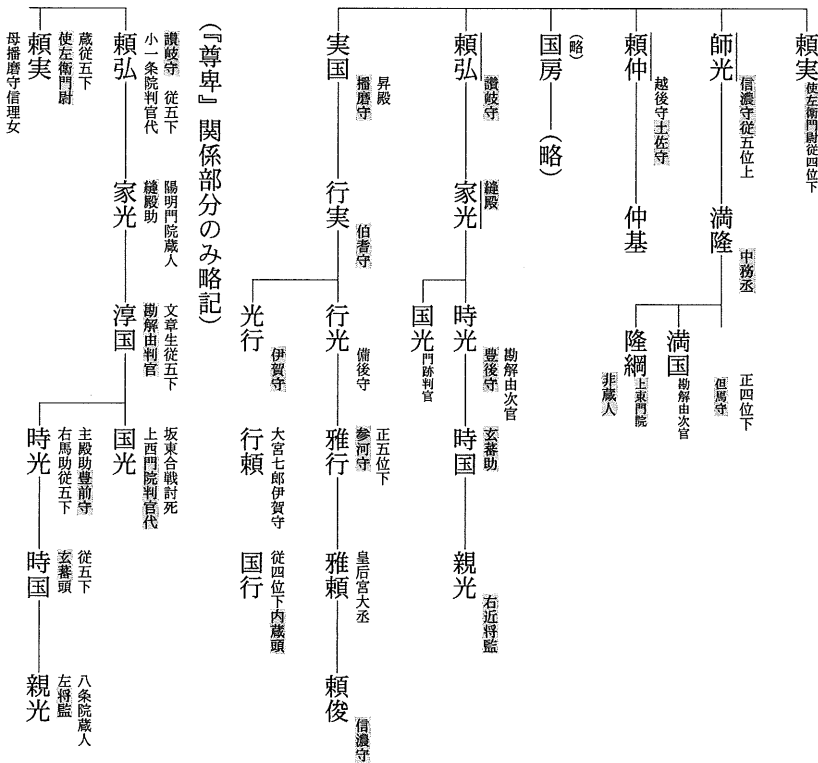
浅羽本には『渋川』にはない頼国諸子の子孫の系統が釣られる。されば先稿で『渋川』と『尊卑』他の系図の一致から、古態『尊卑』と云ふべき広本的な源氏系図の先行を想定したが、浅羽本を遡る伝本が『渋川』ではなく、『渋川』に先立つ広本源氏系図である可能性が考慮される。例へば浅羽本にあり、『渋川』・『尊卑』他に見えない独自の記載は、以下の通り。



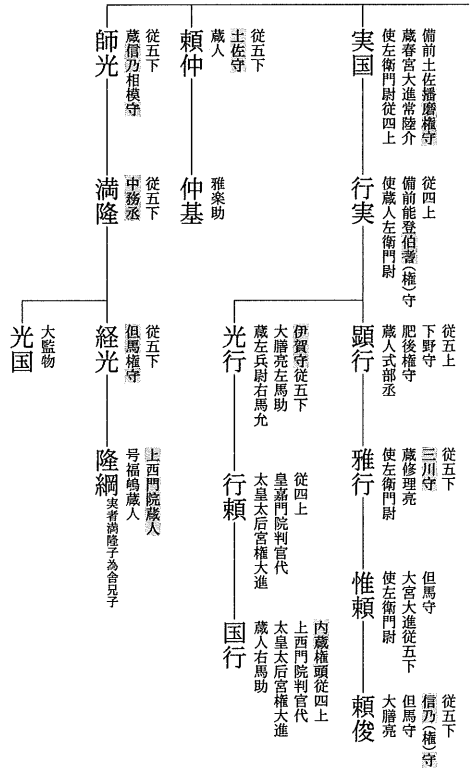
の内、頼綱の脇書は『寛永諸家系図伝』丁四坤「大河内」<sup>⑤</sup>にほぼ一致するが、重広・成実流が独自であるからである。

しかし浅羽本は、管見に入つた総合的清和源氏系図（『渋川』・北酒出本『源氏系図』・長楽寺本『源氏系図』・『古系図集』・『帝皇系図』・『清和源氏系図』<sup>⑥</sup>）よりも掲載人物・脇書ともに『尊卑』に一致する所が多く、且つ粗雑である。

（例十五）（浅羽本、傍線が『渋川』に掲載される人物）







即ち『渋川』は浅羽本の傍線の人物しか掲載しない。また浅羽本の網懸部は『尊卑』のそれと共通し、端的に『尊卑』を利用した可能性を考慮出来る。厳密にこれを論証出来ないが、最終的成立が近世に下がる事を考慮して、浅羽本「土岐系図」の原本は、『渋川』の土岐氏を中心とした頼光流に、『尊卑』に極めて近い系図を併せて成立したものと推定する。更に原本より浅羽本に至る過程で、『太平記』の記事(前掲の土岐氏系図部の破線)①や、土岐一族(二重線の七郎頼実)を増補したものであらう。また最終記事が近世に下がる徳山本大系図は、浅羽本が崩れる以前の伝本より、教国・光時流を取り入れたと考へられる。

三、南北朝時代土岐頼貞一族の混乱と『尊卑』の諸問題

美濃源氏が平治の乱、治承承永の乱で打撃を受けた後、土岐光行が

鎌倉時代御家人の地位を得て、御家人土岐氏が成立したと解されるが②、鎌倉末期に伯耆前司頼貞が登場するまで、関係記録・文書が殆ど残らない為、『尊卑』以外の基本的な事績が不明と云はざるを得なかつた。更に南北朝の動乱期に活躍した頼貞の兄弟子弟に関する史料・『太平記』には混乱があり、その考証に利用されて来た『尊卑』の土岐氏系図も、史料と一致する例もあり無価値ではないが③、不審点が多々あり、混乱の解決にならない。以下、二三、問題を挙げる。

正中元年(一二三二)九月、後醍醐天皇の御謀叛に方人したとして、討伐を受けたのが土岐伯耆十郎であるが、その密告者土岐左近藏人の諱共々、諸史料で一致しないのみならず、両人の間で入れ替りもしてゐる。『太平記』諸本④を見るに、

伯耆十郎	左近藏人
神田本	頼貞・頼貞
西源院本	頼貞・頼貞
神宮徴古館本	頼貞・頼貞
玄玖本	頼貞・頼貞
松井本	頼貞・頼貞
鳴津本	頼貞・頼貞
竹中本	頼貞・頼貞
今川本	頼貞・頼貞
吉川本	頼貞・頼貞
米沢本	頼貞・頼貞



然るに『尊卑』・土岐系図甲本・土岐章氏藏『当方之系図』<sup>26</sup>は、土岐  
氣良氏の頼敷にも「藏人・左近将監」と「土岐伯耆十郎」の注記があ  
り、頼貞比定の両説を併存してゐる。

〔例十七〕『尊卑』

藏人 号氣良 土岐伯耆十郎  
左近将監 本國數 法名道喜

国衡——国村——国氏——国成——頼敷

光定——頼貞

この中世以降の史料・史書間の相違を整理し、特定を試みたのが平  
田俊春氏で、『花園院宸記』九月十九日条（増補史料大成）に、

A 事之根元者、土岐左近藏人源頼貞、日来自禁裏被語仰、而恐事  
之不就、自首告六波羅云々、因茲張本人土岐十郎（不知実名）等  
被誅了、（中略）

B 後聞、今日所誅土岐十郎五郎頼有、田地味<sup>某</sup>国長二人云々、

<sup>頼貞為後者疑云々</sup>

C 後日或語云、土岐左近藏人頼貞、去十六日俄上洛、向齊藤某俊

幸宿所告云、去比、田地味<sup>々</sup>、国長〔伯耆前司頼貞外戚之親族云

々〕語頼貞曰、（中略）武家聞此事、未明召国長・頼有等之処不

参、兩三度遣使者之処、不及返事放矢云々、仍武士等行向合戦、

遂以自殺云々

とあるが、同時代人の訂正を重く見て、左近藏人は頼兼が正しく、こ  
れを『尊卑』の頼貞子の頼兼に当て、一方の伯耆十郎は『尊卑』には  
見えないが、頼貞子の頼有であるとした<sup>27</sup>。頼有の想定は土岐章本の、  
〔例十八〕

士部 頼有——頼世  
彌十郎

士部二郎  
頼孝 左兵衛 藏人  
十郎太郎  
頼古 頼孝・頼古頼宗之十云々  
兵衛頭

や、『太平記』一部写本に正に合致する。

しかし筆者には依然問題が残ると思はれる。この時の首謀者は、『武  
家年代記裏書』「正中元年条」に「土岐小 郎田志美二郎依有隠謀聞  
於京都被誅了」（増補史料大成）とするが、「和田助家着到状」<sup>28</sup>に、

依土岐伯耆十郎・多知見四郎二郎等事、和泉国御家人和田修理亮  
助家去月廿二日令馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

元亨四年十月三日 修理亮助家

進上 御奉行所

一見了花押

に見る様に、土岐伯耆十郎・田地味の二名で、『花園院宸記』B・C  
からすると前者に頼有が相当する如くだが、Bの「十郎五郎」は、通  
常、十郎の五男を指す呼び方であり、十郎とは別人である。従つて伝  
聞の誤りが介在してゐる可能性があり、『花園院宸記』の記事をその  
まま正しいとする事に躊躇される。土岐章本も本稿（下）で検討する  
様に同様、諸説を総合し、編集した系図と思はれ、伯耆十郎の諱が頼  
有であると断言出来ないだらう。

また平田説では左近藏人頼兼と伯耆十郎頼有は兄弟となるが、『花  
園院宸記』・『太平記』の事件の記載には、その関係を覗はせる記載は  
なく、以後、頼貞子として頼兼が登場する事がないのも不審で<sup>29</sup>、平  
田説の頼兼比定は、『尊卑』の信憑性に懸かる訳である。

次にシウサイとシウセイの關係も問題である。康永元年（一三四二）光嚴院に狼藉を働き、土岐頼遠が誅されるが、『太平記』では、

其弟二周済房トテ有ヲモ既ニ可レ被レ切ト評定有ケルガ、其時ノ人数ニテハ無リケル由、証摺分明也ケレバ、死刑ノ罪ヲ免テ、纏テ本国へゾ下リケル、夢想和尚ノ武家二出テ、サリトモト口入シ給シ事不レ叶シヲ欺ク者ヤ仕タリケン、狂歌ヲ一首、天竜寺ノ脇壁ノ上ニゾ書タリケル

イシカリシトキハ夢想ニクラハレテ周済計ゾ皿ニ残レル（卷二 十三「土岐頼遠參合御幸致狼藉事」）<sup>30</sup>

と、その弟周済房が登場する。この人物は落首の趣旨「酢菜」との音の近似からすると古活字本のシユサイ、或は端的に米沢本他の様にスサイと読まねばならない。

同人は後にも貞和四年（一三四八）正月五日の四条畷の戦闘に登場し、

斯ル処ニ土岐周済房ノ手ノ者共ハ、皆打散サレ、我身モ膝口切レテ血ニマジリ、武蔵守ノ前ヲ引テ、スゲナウ通りケルヲ、師直吃ト見テ、日来ノ荒言ニモ不レ似、マサナウモ見ヘ候者哉ト言ヲ懸ラレテ、何カ見苦候ベキ、サラバ討死シテ見セ申サントテ、又馬ヲ引返シ敵ノ真中へ蒐入テ、終ニ討死シテケリ（卷二十六「四条縄手合戦事」）

とあり、楠正行勢と戦ひ、戦死したとする。

しかし天正本系統の『太平記』はこの時、周済が討ち死にしたとはせず、別に卷二十七「土岐周靖房謀叛の事」で、観応元年（一三五〇）の事とし、

同じき七月五日、美濃国より早馬打つて、土岐兵庫頭入道。周済房、忽ち謀叛を起し、国中を劫略す（卷二十七「土岐周靖房謀叛の事」）<sup>31</sup>

として敗北、斬首されたとする。この謀反は史実で、同時代の記録を見るに、『周勢』（後掲）・『周清』（『園太暦』八月十八日条）・『祇園執行日記』（八月二十七日条）<sup>32</sup>・『周靖』（『園太暦』同二十八日条）・『周請』<sup>33</sup>とあり、字音よりすればシウセイが適はしい。『建武三年以来記』同年八月二十八日条<sup>34</sup>に、

濃州凶徒土岐兵庫頭入道、同舍弟昨夜於河原被誅

とあり、『祇園執行日記』同八月十一日条も、

生捕大将周勢殿（兵庫入道、道存子）乗輿

と、同人が兵庫入道を称したと解される事からすると、『尊卑』の頼明が相当する<sup>35</sup>。

『太平記』では周済一人しか登場しないが、諸本でその最期が異なり、「周済房」と「兵庫入道周済」と呼称が一致しない事になる。然るに『尊卑』（土岐系図甲本・浅羽本・徳山本大系図）では墨俣八郎・兵部卿律師周崔<sup>36</sup>と、法名周済の兵庫頭頼明が別に吊られる事から、前者シウサイ、後者シウセイの二人が存したと谷口氏著が推定する<sup>37</sup>。谷口氏の解釈に従へば『太平記』が両人を混同した事になるが、現在の所、古文書・記録にシウサイが確認出来ない。

他にも伯耆前司頼貞の子達の特定が困難な例がある。『太平記』は建武三年七月、宮方と武家方の京の戦闘の際に、

問注所ノ信濃入道々大ト土岐伯耆入道存孝ト二人俱シテ候ケルガ、存考傍ヲ吃ト見テ、アハレ愚息ニテ候悪源太ヲ上ノ手ヘ向候ハデ、



以下、異同のある系図の人物に比定する事が困難なのであるが、イ、伯耆十郎と左近藏人の特定、口、周崔と周済の関係、ハ、土岐惠源太（及び羽守頼直・阿波守）の特定について『渋川』他の中世系図がその解決に役立つか、残存する古記録・古文書を参照して検討しよう。

注

(1) 『渋川系図』の成立と史料的价值について(上)、『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七、平成二十二年三月・同(下)、『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十八、平成二十三年三月。以下前稿(上)・(下)と略。

(2) 『群馬県史 資料編五 中世一』所収。

(3) 義鏡の事跡は『神奈川県史 通史編一 原始・古代・中世』第三編第三章四「堀越公方の下向」に詳しい。

(4) 名著出版の翻刻による。

(5) 『九条家文書』・『田中文書』「室町幕府引付頭人奉書」(応安六年十二月、『南北朝遺文 中国・四国編』四〇二二、四〇二三)

(6) 『熊谷家文書』一〇三「渋川満頼施行状」(応永七年正月、『大日本古文書』)に「右兵衛佐」、『蛭川家文書』三「筑前底井野郷文書案」(二)「道詮御教書案」(応永三十二年七月、『大日本古文書』)に「右兵衛佐入道」とある。

(7) 『蛭川家文書』三〇「(文安年中)幕府番帳案」の「諸大名御相伴衆」に、「斯波右兵衛佐」とある。『執事補任次第』「義廉」条(続群書類従)「実(芥)川左兵衛佐義鏡息」(秋田県立公文書館佐竹文庫「宗家」蔵『清音寺佐竹并諸家系図』所収には○を正しく「渋」とする)には左兵衛佐。

(8) 『塵荊鈔』八「源家之事」に「寛正二年辛巳、公撰仁二当り、渋谷二郎義廉ヲ此家ノ家督ニ移シ。菅領職ニ任ジ、左衛佐ニ叙セラ」(古典文庫)とある。義俊の仮名が同じく「二郎」である事からして、同系統の家督の通称の可能性がある。

(9) 在京の渋川氏には、別系と思はれる「渋川式部大輔直保」(『宝篋院殿任大臣節会次第』延文三年十二月八日条、続群書類従)が確認出来る。

(10) 『寛永諸家系図伝』乙五「板倉」も義鏡子の義堯より出るとする。しかし義行の家臣に「板倉三河入道」(『東寺百合文書七函』「渋谷道祐(義行)遵行状」(応安六年六月、『南北朝遺文 中国・四国編』三九七九)・満頼の家臣に「板倉兵庫允入道・同藏人入道」(『九条家文書』「室町幕府奉書」(永和四年九月、『南北朝遺文 中国・四国編』四四四七)・板倉美濃守(法名宗寿)がゐた(『宗像神社文書』「板倉宗寿施行状」(応永十七年七月、『大日本史料』七ノ十三、同十日条)・『太宗恭定大王実録』太宗十七年正月条「日本濃州太守平宗寿」(『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 李朝実録之部(一)』)。義俊の家臣に「板倉民部少輔」(『醍醐寺文書』九六「渋川義俊施行状」(応永三十一年五月、『大日本古文書』)、満直の家臣に「自九州探題方、使節板倉上総参洛」(『満濟准后日記』永享二年十一月七日条)、義鏡の家臣に板倉大和前司頼資が見える(『黄梅院文書』・『西来庵文書』「板倉頼資禁制」(長祿二年八月、『改訂新編相州古文書』)。義廉の家人に「板倉大和」(『醍醐寺文書』七八三「僧光玖書状」(応仁二カ)三月)「彼打手(号小原)渋谷内板倉扶持人也」(『長興宿祢記』文明十一年五月二十三日条(史料纂集)、『晴富宿祢記』同日条では、「小原

子息者前官領（斯波義廉内板倉被管也）」とあり（図書寮叢刊）、『文正記』にも「板倉以下郎従」と見える（群書類従）。

(11) 東大史料編纂所蔵の謄写本による。浅羽本一の「足利土岐系図」は清和源氏系図で、その土岐系図部は土岐系図甲・丙本に近似点はあるが、完全に一致しない。

(12) 『寛政重修家譜』巻二八三に依れば寛永十三年出仕の頼成に相当するか（統群書類従完成会）。

(13) 東大史料編纂所謄写本による。徳山ひさ氏蔵の系図には、他に『土岐家伝系図』と『土岐家伝系図別本』がある為、本系図を徳山本大系図と略。

(14) 『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』四十（平成二十五年三月）掲載予定。

(15) 統群書類従完成会の翻刻による。

(16) 北酒出本は秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵。『古系図集』は東大史料編纂所蔵、『帝皇系図』は前田尊経閣蔵。

(17) 明智次郎頼兼は、「足利土岐系図」では頼清子に「頼兼、二郎下野守」、土岐系図丙本では同じく「明智二郎、号下野入道」、『美濃明細記』所収「土岐系」では頼康の子に「頼兼、明知下野守、号下野入道」とするが、『尊卑』・土岐系図甲本・土岐章本・徳山本大系図・『明智系図』（統群書類従）に見えない。これは『太平記』巻二十七「御所困事」に「土岐刑部大輔頼康・同明智次郎頼兼・同新蔵人頼雄」（慶長古活字本、日本古典文学大系による。梵舜本・天正本・教運本同。傍線部を神宮徴古館本・中京大本が「同遠山」とする。米沢本は明智頼兼のみ無し）によるものだらう。頼基の高松討死は、『太平記』

巻十四「諸国朝敵蜂起事」の高松頼重を舟木頼重に誤る事に起因する（谷口研語氏『美濃・土岐一族』「土岐氏の一族庶流（高松）」（平成九年）。以下の古記録・古文書中の土岐一族の所在は、同氏の博搜に依る所が多い。以下谷口氏著と略。

(18) 『土岐文書』「関東下知状」（『岐阜県史 史料編 古代・中世四』・『東鏡』建長二年三月一日条・『秋山喜十所蔵文書』「関東下知状」（元亨元年六月、『鎌倉遺文』二七八一〇）

(19) 『土岐文書』「足利直義下文」に、頼貞の甥にあたる「土岐太郎三郎光賢」が見えるが、『尊卑』で頼貞兄の「隠岐太郎国時」の子として吊られる「隠岐太郎三郎国方」に一致し、『建武記』所収「武者所結番定文写」延元元年五月に見える土岐三川権守国行も『尊卑』の「三河守国行」に一致する（『南北朝遺文 関東編』四四三）。

(20) 神田本は汲古書院、玄玖本は勉誠社、梵舜本は古典文庫、教運本（義輝本）は勉誠社、竜谷大本は思文閣、京大本は勉誠社の影印。西源院本は刀江書院、神宮徴古館本は和泉書院、竹中本は未刊国文資料、天正本は小学館の翻刻。神宮文庫本・筑波大学本・宝徳本・南都本・今川本・学習院本・野尻本は国文学研究資料館の紙焼写真又はマイクロフィルム、松井本は雄松堂のマイクロフィルム、嶋津本は東大史料編纂所のマイクロフィルム、吉川本は同所蔵の謄写本（巻一のみ）、武田本と益田本は國學院大學図書館網頁の電子図書館の写真による。諸本の分類は長坂成行氏『伝存太平記写本総覧』（平成二十年）による。猶、『参考太平記』（統群書類従完成会）の金勝院本では伯耆十郎を頼時、左近蔵人を頼直とするとある。『大乘院日記目録』一の（正中元年）九月十六日条も「土岐左近蔵人頼直」とする（増補歴史

料大成。

(21) 更に武田本は「田治見四郎二郎頼貞」とする。また、米沢本・学習院大本では頼有に「土岐ノ伯耆守頼貞力長男」とする。

(22) 東大史料編纂所蔵浄妙寺本(謄写本)・永禄七年写本による。彰考館本同(国文学研究資料館の紙焼写真)。「神明鏡」は『太平記』の南都本系の本文を引用する事が、鈴木登美恵氏「太平記成立年代の考察―神明鏡の検討から」(『中世文学』二十一、昭和五十一年十月)により指摘されてゐる。又『太平記抜書』(蓬左文庫本・島原本、国文学研究資料館のマイクロフィルム)は西源院本と同じ。

(23) 和泉書院の『校本保曆間記』の影印による。

(24) 『村庵小稿』「土岐伯州源頼貞公画賛并序」(続群書類従)・『常楽記』(群書類従)

(25) □は土岐系図甲本より補なつたが、『尊卑』は頼清子とする。

◇は前田本『尊卑』に見える。

(26) 『龍ヶ崎市史 中世史料編』所収。猶、東大史料編纂所蔵謄写本を参照し、「人々」は「々々」に改めた。以下土岐章本と略。

(27) 「土岐頼兼と正中の変」(『日本歴史』四三二、昭和五十九年五月)

(28) 続群書類従『和田系図』所収。

(29) 『長禅寺文書』「鷲見忠保軍忠状写」(建武三年六月) (『岐阜県史 史料編 古代・中世一』)に「馳参洲侯、土岐左近藏人殿属御手」とあるが、同一人か不明(『尊卑』では頼遠にも「藏人」左近将監」の官途あり)。

(30) 毛利本が「周濟房」(卷二十三、更に朱で「サイ」の振仮名)

とする以外、諸本「周濟房」(京大本「しゆさいはう」とし、米沢本・益田本は「スサイ」、中京大本は「シウサイ」の振仮名。西源院本・武田本は「周」に「ス」の捨仮名。

(31) 教運本―d「周濟房」・e同、梵舜本・野尻本―d・e同。

(32) 『園太暦』は続群書類従完成会の翻刻、『祇園執行日記』は続群書類従による。

(33) 『後藤衛藤系伝』所収「赤松則祐請文」(『大日本史料』六之三、観応元年七月二十八日条)。

(34) 東大史料編纂所の謄写本による。

(35) 「道存」は頼貞法名「存考」の誤りか。頼明は『阿部敏雄氏所蔵文書』「土岐頼明書状」の「兵庫頭頼□」が該当するか(『岐阜県史 史料編 古代・中世一』)。

(36) 徳山本大系図では周崔に「土岐五郎 孫十郎 又墨俣八郎、出家之後号兵部卿律師、俗名頼連」とし、土岐系図丙本は頼明と道謙を、「足利土岐系図」では頼明と道謙と周濟を同一人とし、比定に混乱がある。『熊谷家文書』二二三「源家満軍忠状」(建武元年十二月、大日本古文书)に「美濃国鶴飼庄一地方地頭太郎三郎家満申、依謀叛人蜂起事、去十八日、土岐伯耆入道代官神戸五郎入道共令内談、(中略)同日戌時、土岐伯耆八郎相共渡阿志賀河之先陣」とあり、頼貞子の八郎の実在は確かだが、同人の諱は不明。

(37) 「土岐氏の一族庶流(墨俣)」。

(38) 『大日本史料』六之三、延元元年六月三十日条参照。

(39) 浅羽本は頼純に「悪源太三河守」とする。但しこれは「三河守 悪五郎」とある康貞(『渋川』・土岐系図甲・丙本・「足利土岐系図」・



